

協会の目的と基本理念・基本方針

協会の目的

兵庫県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

経済変化への迅速・的確な対応を目指して

中小企業・
小規模事業者のために

金融機関とともに

日本の産業社会において、事業所・従業員数の大半を占めている中小企業・小規模事業者は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて重要な存在です。

兵庫県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的機関として、金融上の「公的保証人」となって、中小企業・小規模事業者と金融機関を結ぶ「架け橋」の役割を果たしています。

信用保証協会は中小企業・小規模事業者の潜在的成長力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、中小企業・小規模事業者の活力を創造していきます。

基本理念

当協会では、以下の「基本理念」を定め、激しく変動してゆく経済・社会の中で果たすべき役割と責任を十二分に認識し、中小企業・小規模事業者の良きパートナーとして信頼される保証協会をめざしています。

**私たちは事業の維持・創造・発展に努力する
中小企業の良きパートナーとして
信頼される保証協会をめざし
地域経済・社会の発展に貢献します**

基本方針

「基本理念」の実現に向けて、「基本方針」を定めています。

1.公正・的確・迅速な「信用保証」を提供する

- ①適正かつ健全な経営努力を続ける中小企業等の経営基盤の安定・強化に寄与するため、新たな信用創造に努め、適宜・適切な保証を提供する。
- ②自主・中立の公的機関として、第三者の介在・介入を排除し、適正保証の推進に努める。

2.信頼される保証業務を推進する

- ①中小企業の良きパートナーとして地域経済・社会の発展に貢献するため、人材の育成に努め、資質の向上を図る。
- ②広く信頼される保証協会をめざし、多様化する中小企業のニーズに的確に応えるため、情報の提供、関係機関との連携強化に努め、より質の高い保証業務を推進する。

3.揺ぎない経営基盤を確立する

- ①激変する金融環境の中にあって、信用補完制度の健全な運営と発展を図るため、将来に亘って揺ぎのない経営基盤を確立する。
- ②情報システムを有効に活用するなど、創意と工夫に努め、経営の合理化・効率化を図る。

協会の概要

兵庫県信用保証協会の概要

設立	昭和23(1948)年10月23日	常勤役職員	253名
根拠法律	信用保証協会法 (昭和28(1953)年8月10日制定)	基本財産	770億円
関係法律	中小企業信用保険法 (昭和25(1950)年12月14日制定)	保証承諾額	4,588億円
事務所	本所(神戸事務所)、阪神事務所、姫路事務所、但馬支所、淡路支所、西脇支所、加古川支所	保証債務残高	1兆1,104億円
		代位弁済額	187億円
		求償権回収額	63億円

※数値は令和元年度末現在



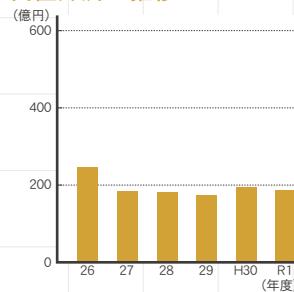
保証承諾の推移(金額)



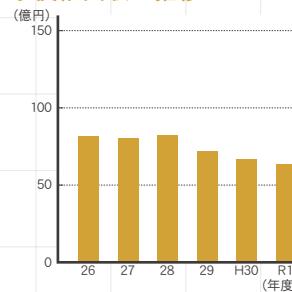
保証債務残高の推移(金額)



代位弁済の推移(金額)



求償権回収の推移(金額)

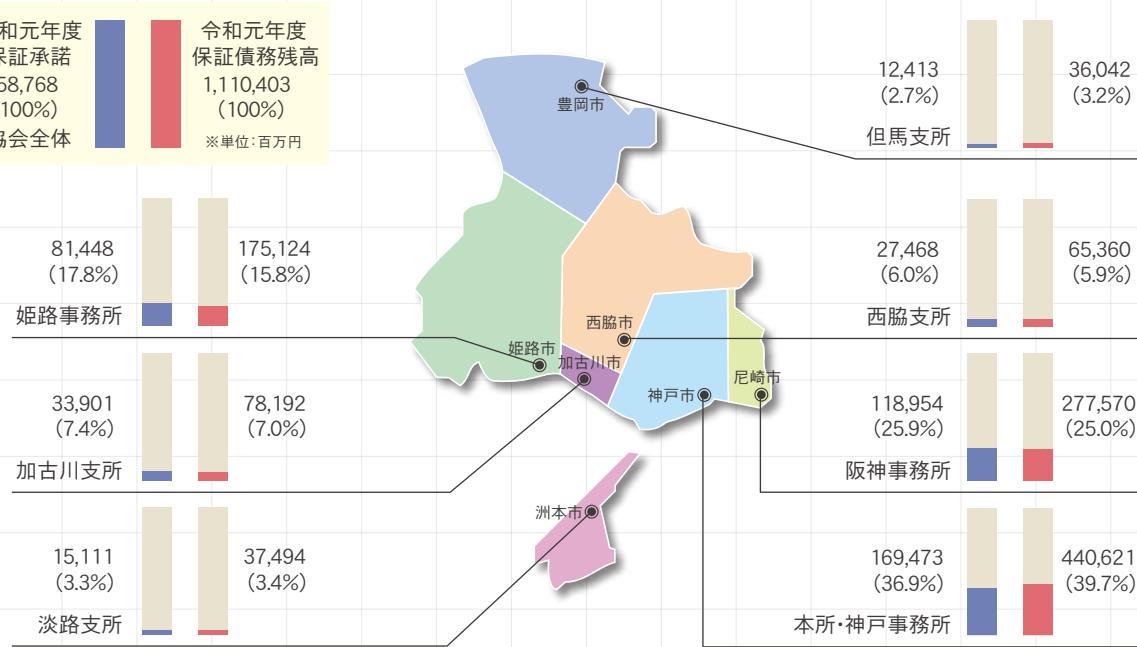


事務所・支所別の保証承諾、保証債務残高の状況

令和元年度
保証承諾
458,768
(100%)
協会全体

令和元年度
保証債務残高
1,110,403
(100%)

※単位:百万円



協会の沿革

◎私たちは地域とともに歩み続けていきます。

兵庫県信用保証協会が発足したのは、戦後の混乱が色濃く残る昭和23(1948)年のことでした。百貨店の一室を借り、8人で保証業務を開始して以来、地域とともに歩み続けています。この間、兵庫県は鉄道網や高速道路網の発達、明石海峡大橋の開通など大規模な基盤整備が進む一方で、阪神・淡路大震災による甚大な被害を受けるなど、激動の時代を駆け抜け抜けてきました。我が兵庫県信用保証協会においては、それぞれの時代の変化を適切に捉え、タイムリーな信用保証業務を展開することで、県内中小企業・小規模事業者の金融円滑化に尽力してきました。

兵庫県信用保証協会の主な出来事

昭和23年	10月23日 兵庫県信用保証協会が社団法人として神戸市に設立	平成13年	「売掛債権担保融資保証」創設
昭和26年	「中小企業信用保険法」に基づく保険契約締結	平成14年	神戸事務所設置 「資金繰り円滑化借換保証(現「借換保証」)」、 「事業再生保証」創設
昭和29年	「信用保証協会法」に基づく法人に組織変更	平成15年	「下請振興関連保証」創設
昭和32年	姫路支所、尼崎支所開設	平成18年	保証料率体系を改正(9段階の保証料率体系を導入)
昭和33年	中小企業信用保険公庫(現株式会社日本政策金融公庫)設立、 「信用補完制度」確立、但馬支所、淡路支所開設	平成19年	「責任共有制度」導入 「流動資産担保融資(ABL)保証」創設
昭和39年	「手形貸付根保証」、「手形割引根保証」創設	平成20年	阪神事務所を開設(尼崎支所を改組・改編) 設立60周年を迎える 「原材料価格高騰対応等緊急保証(景気対応緊急保証)」創設
昭和40年	「特別小口保証」、「追認保証」創設	平成23年	「東日本大震災復興緊急保証」創設 コンピュータ共同システム「コモンシステム」へ移行
昭和48年	保証債務残高1,000億円突破 西脇支所、加古川支所開設	平成24年	「経営力強化保証」創設
昭和57年	「推せん保証」創設	平成26年	「経営者保証ガイドライン対応保証」、「経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)」創設
昭和61年	「当座貸越根保証」創設	平成27年	「養父市アグリ特区保証(養父市国家战略特別区域農業保証)」、「ひょうご発展応援保証リポート5」創設
昭和62年	「事業者カードローン根保証」、「長期経営資金保証」創設	平成28年	「災害時発動型予約保証そなえ」、「ひょうご発展支援保証リード」創設
昭和63年	保証債務残高5,000億円突破	平成29年	「短期継続保証たんけい」、「事業性評価保証タッグ」創設
平成5年	保証債務残高1兆円突破	平成30年	設立70周年を迎える 「経営改善借換保証ぜんしん」創設 「不動産活用保証ネクスト」創設
平成7年	阪神・淡路大震災「災害復旧融資」創設 新本所ビル竣工 保証債務残高1兆5,000億円突破	令和元年	「大口短期継続保証たんけいプレミアム」創設
平成10年	「中小企業金融安定化特別保証」創設		
平成12年	「特定社債保証<私募債>」創設		



昭和38年
ポートタワー完成
(神戸新聞社撮影)



昭和47年
山陽新幹線開通
(神戸新聞社撮影)



昭和56年
神戸ポートアイランド博覧会開催
(神戸新聞社撮影)



平成7年
阪神・淡路大震災
(神戸新聞社撮影)



平成18年
神戸空港開港
(神戸新聞社撮影)



平成27年
姫路城「平成の大修理」完了
(姫路市撮影)

コンプライアンス

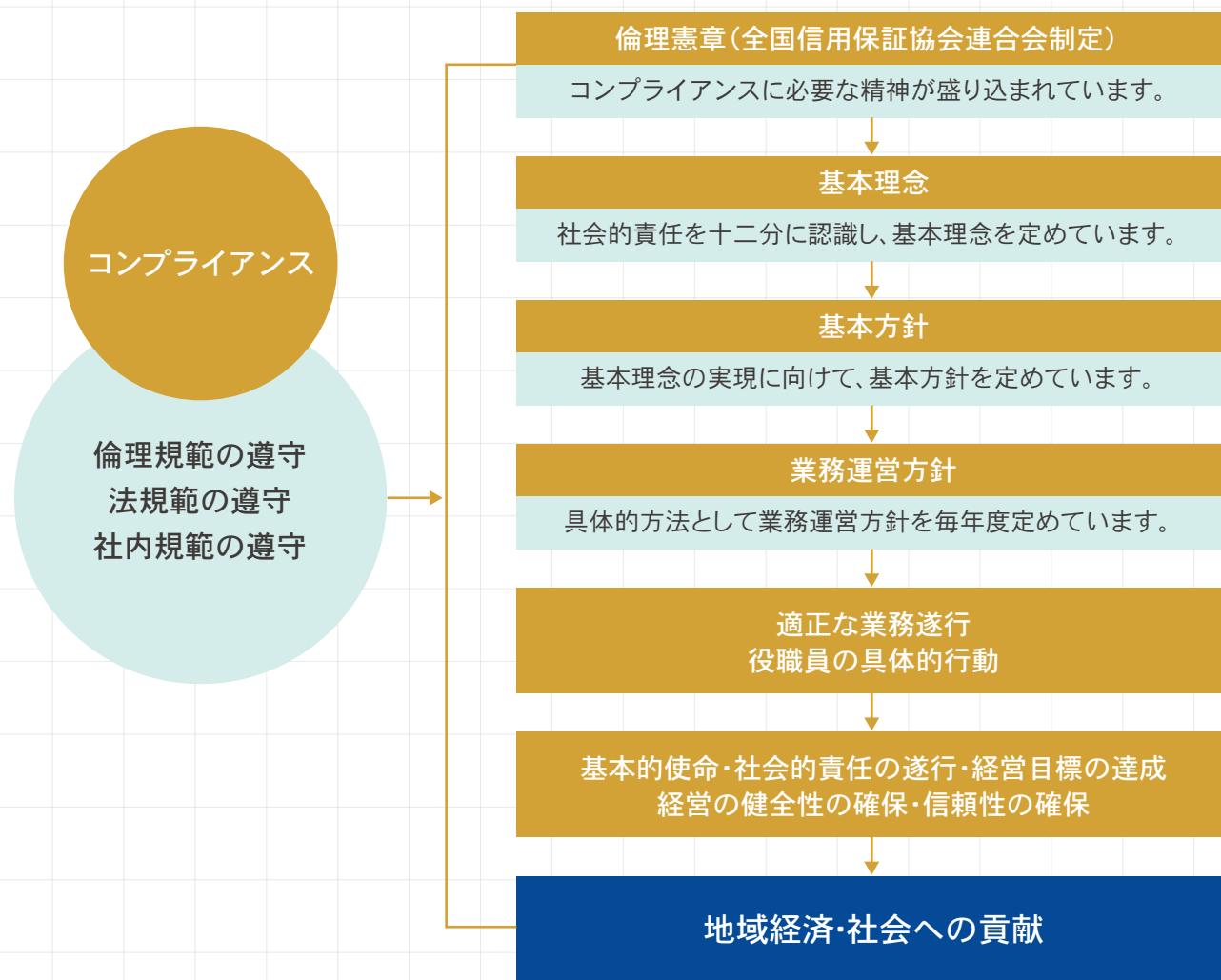
コンプライアンス

当協会が、中小企業金融の円滑化という設立の目的を果たし、持続的に存在していくためには、業務の健全性を維持し、社会から信頼を得ることが不可欠です。

そのため当協会では、あらゆる法令やルールを遵守し、コンプライアンスに則った基本理念、基本方針および業務運営方針を定め、誠実かつ公正な事業活動を行うことを通じて社会的責任や経営目標を達成し、地域経済・社会へ貢献していきます。

あわせて、情報に対するリスク管理の重要性を認識し、適切な運用に努めています。

コンプライアンス態勢図

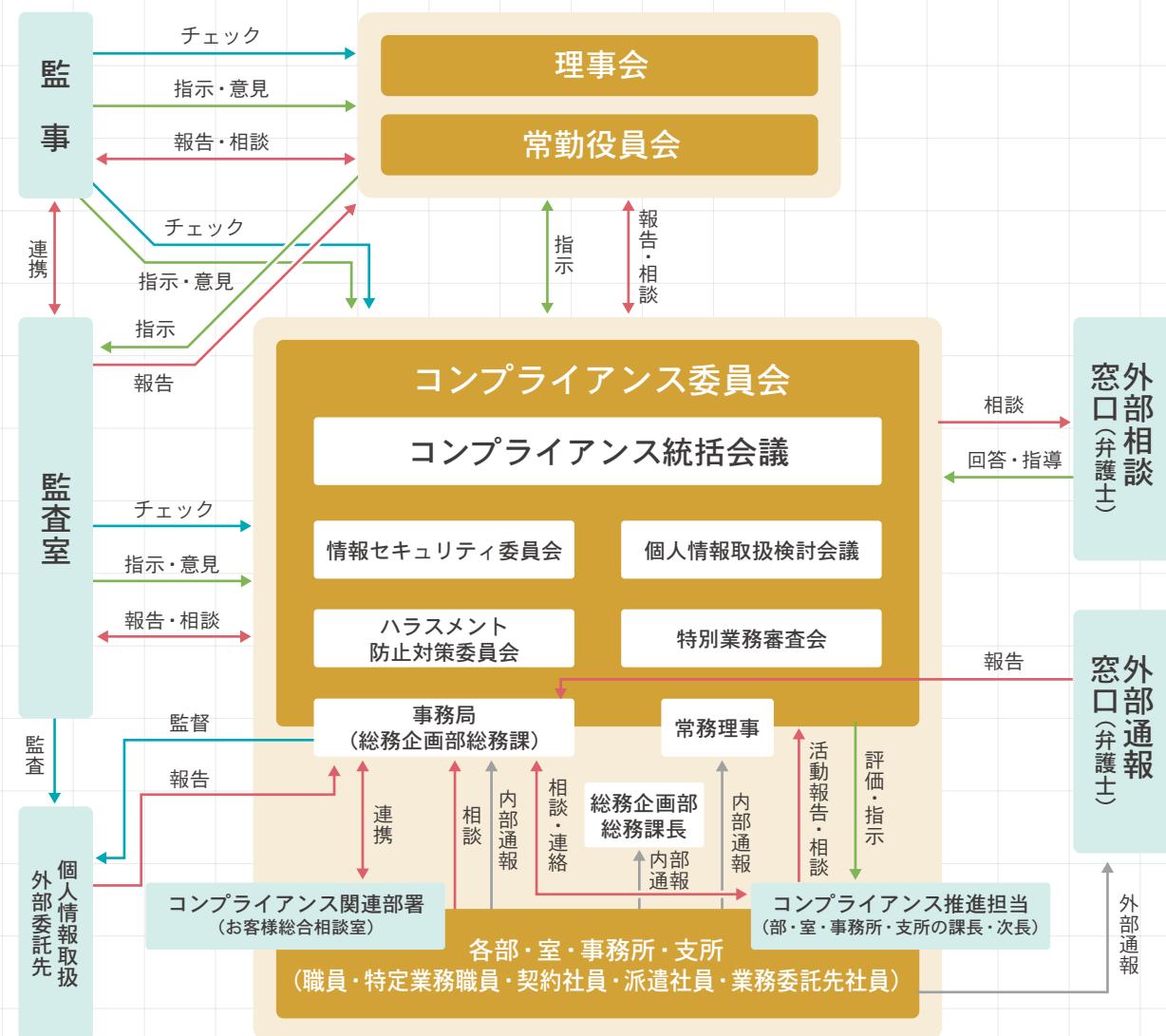


コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスにおいては、役職員全員の意識を高めるとともに、具体的な実践に結び付けることが重要です。そこで当協会では以下の取組みを実践しています。

- ①当協会のコンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立・維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置しています。
- ②法令等遵守態勢を実現する手引き書として「コンプライアンスマニュアル」を制定しています。
- ③具体的な行動計画を策定し、達成状況を適切に評価するため、「コンプライアンスプログラム」を策定しています。

コンプライアンス体制図



個人情報保護①

情報保護への取組み

保証業務を行うために収集、作成、活用する情報は、協会にとって貴重な財産であり、機密に属するものが多くあります。これらの情報を安全で効率良く活用するための基盤を構築し、適切な管理を推進していくことが必要です。

特に、情報の漏洩等により社会的信用を失う事態を未然に防ぐことは責務であり、情報に対する適切なリスク管理を重要な情報戦略と認識し、前向きに取組んでいます。

- ①情報セキュリティを確保するにあたって遵守すべき指針として「情報セキュリティ基本方針」を定めています。
- ②情報セキュリティ基本方針に基づき、遵守とその運営組織について「情報セキュリティ規程」を定めています。
- ③当協会が取得する個人情報について、適切な保護と利用を図るため、関係法令等を遵守するとともに、信用保証業務の適切な運営の遂行のため個人情報に係る取扱い等について「個人情報保護規程」を定めています。

個人情報保護宣言

個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護に関する取扱いを以下のとおり「個人情報保護宣言」として制定しています。

兵庫県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護および個人データの安全管理に努めてまいります。

1.個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報および個人データを取扱います。

2.個人情報の取得・利用・提供

- ①当協会は、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページおよび窓口備付けの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ②取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ③取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ることなく第三者には提供・開示いたしません。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た機微情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には、使用いたしません。

3.個人データの適正管理・安全管理

お客様の個人データについて、安全管理の一元管理を図る体制を構築し、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

4.個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、役職員に周知徹底させるため計画的に教育・研修を行う等個人情報保護への取組みを維持、改善していきます。

5.個人データの委託

- ①当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ②委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6.保有個人データの開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ②請求の方法は、当協会窓口に備付けの個人情報開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参ください。(郵送による請求も可能です。)
- ③個人データの開示および利用目的の通知につきましては、1件につき300円、開示請求文書が15枚以上の場合は、A4文書1枚につき20円とさせていただきます。なお、通知を郵送する場合は、実費をご負担していただきます。

7.保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ①当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、お問い合わせ窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ②お客様の個人情報を不適切に取得し又は目的以外に利用している場合は、お問い合わせ窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ③お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合は、お問い合わせ窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ④6.および7.の具体的な手続につきましては、当協会ホームページおよび窓口備付けの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の求めに応じる手続に関する事項」をご覧ください。

8.質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報および個人データの安全管理に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取組みます。

9.開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置に関する相談、質問および苦情窓口

当協会は個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口を設けております。詳しくは15ページ「個人情報等に関するお問い合わせ窓口」をご覧ください。

平成29年10月24日 兵庫県信用保証協会

個人情報保護②

個人情報の保護に関する法律に係る取組み

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)は、個人情報の利用目的などについて公表することが定められています。当協会では以下のとおり主な事項を定め、公表しています。

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

1.当協会が取扱う個人情報の利用目的(法18条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- (1)法に基づき、お客様の個人情報を信用保証業務およびこれに付随する業務、ならびに次の利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
 - ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付
 - ②保証申込・条件変更申込の受付
 - ③本人および保証利用資格の確認
 - ④保証・条件変更の審査
 - ⑤保証・条件変更の決定
 - ⑥保証取引の継続的な管理および事後管理
 - ⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
 - ⑧取引上必要な各種郵便物の送付
 - ⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
 - ⑩市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施
 - ⑪各種保証制度利用のご提案
 - ⑫保証料率・保険料率の算定および保証料の返戻
 - ⑬代位弁済請求の受付、代位弁済の審査
 - ⑭求償権の行使
 - ⑮経営改善・事業再生の支援
 - ⑯その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営
- (2)お客様の本籍地等の業務上知り得た機微情報を適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと

2.各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

3.個人情報の取得元又はその取得方法について

当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

〈取得する情報源の例〉

- ①信用保証委託申込書などお客様にご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- ②お客様が信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
- ③債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合

4.ダイレクト・マーケティングの中止について

当協会は、お客様からダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止のお申し出は、当協会 総務企画部企画調整課 (TEL 078-393-3922)までお願いします。

5.個人データの取扱いの委託について

当協会がお客様の個人情報の取扱いを委託する場合は、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

〈委託する事務の例〉

- ①行方不明先等の調査業務
- ②債権管理回収業務

6.個人情報の第三者提供について(法23条1項関係)

当協会は、お客様より取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客様の個人情報を第三者に提供することおよび個人情報の取得にあたっての利用目的については、「個人情報の取扱いについて」(協会所定様式)によりお客様の同意を得ることとしております。

7.共同利用に関する事項(法23条5項3号関係)

法23条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客様の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

(1)共同利用される個人データの項目

- ①創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載された情報
- ②財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
- ③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
- ④条件変更内容・条件変更回次等、条件変更の内容に関する情報
- ⑤事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
- ⑥代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報
- ⑦求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
- ⑧その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報

(2)共同利用者の範囲

- ①信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく信用保証協会
- ②一般社団法人全国信用保証協会連合会

(3)利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

(4)個人データの管理について責任を有する者の名称

一般社団法人全国信用保証協会連合会

8.当協会が取扱う保有個人データに関する事項(法27条1項関係)

(1)当該個人情報取扱事業者(当協会)の名称
兵庫県信用保証協会

(2)すべての保有個人データの利用目的
14ページ「1.当協会が取扱う個人情報の利用目的」をご参照ください。

(3)開示等の請求等に応じる手続等に関する事項(法32条関係)

当協会では、例えば法令等に定められた一定の場合(保証審査内容等)を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求(以下「開示等の請求等」といいます。)に対応させていただいております。

①開示等の請求等申出先

開示等の請求等は、「個人情報等に関するお問い合わせ窓口」宛、当協会所定の申請書(下記②参照)に必要書類を添付のうえ、持参または郵送により行ってください。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えください。

②開示等の請求等に際して提出すべき書面(様式)等

開示等の請求等を行う場合は、当協会所定の申請書(A)をホームページからダウンロードまたは当協会にご来会のうえ入手していただき、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)を添付してください。

(A)当協会所定の申請書

「保有個人データ」開示等申請書

(B)本人確認のための書類

運転免許証、外国人登録証、住民基本台帳カード、パスポート等、原則として、写真付の公的資料のコピー1通

※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

③代理人による開示等の請求等

開示等の請求等をする方が本人、未成年者または成年後見人の法定代理人もしくは開示等の請求等をすることにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類(A)または(B)を添付してください。

(A)法定代理人の場合

・成年後見人の場合は、当協会所定の届出書1通

・法定代理権があることを確認するための書類(戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証等のコピー)1通

・未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類1通

※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

(B)委任による代理人の場合

・当協会所定の代理人選任届1通

・本人の印鑑証明書1通

・代理人本人であることを確認するための書類1通

※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

④開示等の請求等にかかる手数料の額およびその徴収方法

開示等のうち、「保有個人データの利用目的の通知」の求めまたは「保有個人データの開示」の請求については、1件につき300円、開示請求文書が15枚以上の場合は、A4文書1枚につき20円とさせていただきます。なお、通知を郵送する場合は、実費をご負担していただきます。

手数料等につきましては、当協会窓口にてお支払いただき、郵送の場合は、同額の定額小為替を申請書類に同封してください。

※手数料が不足していた場合および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示等の請求がなかったものとして対応させていただきます。

⑤開示等の請求等に対する回答方法

開示等のうち、「保有個人データの開示の請求」につきましては、書面またはお客様の了解を得た方法により遅滞なくご回答いたします。その他の開示等につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。

なお、代理人による開示等の請求等に対しましては、お客様ご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。

⑥開示等の請求等に関して取得した個人情報の利用目的

開示等の請求等に伴い取得した個人情報は、開示等の請求等に応じるために必要な範囲内で取扱いいたします。

⑦保有個人データの不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨をご通知申し上げます。

また、不開示の場合につきましても所定の手数料をご負担していただきます。

A.申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合

イ.代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合

ウ.所定の申請書類に不備があった場合

工.開示の請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合

オ.本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

カ.当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

キ.他の法令に違反することとなる場合

9.苦情の受付窓口に関する事項(法27条1項4号、施行令8条、法35条関係)

個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、お客様総合相談室までお申し出ください。

10.その他

当協会が、別途、利用目的等を個別に示した通知、同意書等によりお客様の承認等をいただいた場合には、その個別の利用目的等が以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

個人情報等に関するお問い合わせ窓口

開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置に関する相談、質問および苦情窓口

部 署	郵便番号	住 所	電話番号
お客様総合相談室	651-0195	神戸市中央区浪花町62-1	078-393-3905
神戸事務所	651-0195	神戸市中央区浪花町62-1	078-393-3900代
阪神事務所	660-0881	尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所会館 3F	06-6411-4133代
姫路事務所	670-0965	姫路市東延末3-27-2	079-289-3611
但馬支所	668-0024	豊岡市寿町8-7	0796-22-5171
淡路支所	656-0025	洲本市本町3-1-8	0799-22-4493
西脇支所	677-0015	西脇市西脇885-27	0795-22-6775
加古川支所	675-0064	加古川市加古川町溝之口788	079-424-1105